

腰のつり合是にて能となり、民部驚きて、十里近きに敵もなく、いかなる事ぞといへば、清正も
のは大事と心得たるぞよき、由断大敵といふ事有、我物具せず、身を安じたくはおもへども、左あ
らんには皆懈るべし、夫故に身は苦しけれども、懈なき爲にかくはせし也、萬一の事あらん時、懈
て事を仕誤るならば、今までの武功虚名にならむ事を慮ればなり、

〔明良洪範續篇〕神君ニモ常ニ清正ヲ御賞シ有シ也、殊ニ清正ノ内室ハ、徳川家ニ舊縁ノ女ナレ
バ、一入御念頃ナリシ也、此女ノ腹ニ男女二人出生有リ、然レドモ清正奥方ヘ入りテ、モ刀ヲ放サ
ズ、膝元ヘ引付ケ置ル、或時五條ノ局ト云老女申ケルハ、表方ニ居ラセラル、時ハサモ有リナン、
奥方ヘ御入りノ節ハ、女子バカリ中ナレバ、サノミ御用心ニハ及ブ聞敷キニト云ケル、清正莞爾
トシテ、女子ノ知ル事ニハアラザレド、不審ニ思ハ、申聞シ、表方ニテハ余ガ一命ニ代ル家士共、
晝夜怠リナク詰居レバ、タトヘ無刀ニテ居ルトモ氣ツカヒナシ、奥方ニテハ皆女子バカリノ中
故、嚴重ニ用心スル也ト云ケル也、

〔藩翰譜五板倉〕初め勝重倉を召されて、此職駿府奉行の事仰下されし處、其任に堪ざる由を固く辭
し申けれども、更に御許しなし、勝重さらば宿所に罷り歸り、妻にて候ものと計りてこそ御返事
をば申べけれど申す、徳川殿笑はせ玉ひて、さもありなん、罷り歸りて相謀れと仰せ下さる、妻は
勝重が歸るをむかへて、悦ぶべき事ありと告知らす人あり、如何なる幸や候と云ひけるに、勝重
物をも云はず、ほくそゑみて、衣裳ぬぎすて座になをり、妻に打向ひ、されば今日召されし事、餘の
義にあらず、此度御座所を移さるゝに依て、彼の町の奉行たるべきよしを仰せ下さる、いかにも
叶ふべからざる旨を辭し申せども、御許なし、さらば我家にかへり、妻に謀り候はんと申して、罷
歸りぬ、さて御事は如何にや思ふといふ、妻は大に驚きて、あな淺まし、わたくしごとなどならば、
夫婦はかるといふ事もこそあれ、公にてかゝる事やのたまふべき、まして是は仰せ下さるゝ所